

平成30年度 研究助成要綱

公益財団法人 栢森情報科学振興財団

1. 助成研究の適格要件

次の各号の要件を満たすもの

- (1) 情報科学に関する学術的発展に寄与する研究であること
- (2) 研究の計画および方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること
- (3) 研究を実施する者（研究実施者）が、研究を計画に従って遂行するに足る能力を有すること

2. 研究テーマ

情報に関する科学の基礎的・萌芽的または総合的研究

3. 研究助成金の限度額

助成総額 2,000万円（1件あたり最高200万円まで）

4. 助成研究募集期間

平成30年6月1日（金）～平成30年8月31日（金）

5. 研究助成金の交付決定

平成30年11月中旬の予定

6. 研究助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、研究者本人の人件費（給料等）以外の経費とし、機械器具装置の購入費や賃借料、旅費、消耗品費、謝金等が含まれる。

7. 研究完了日

研究助成金交付決定後2年以内

8. 助成研究の選考・決定方法

- (1) 当財団の選考委員会において、応募者から提出された研究助成金交付申請書に基づき、厳正に選考し助成額を決定する。
- (2) 応募者の機会均等化を期するため、助成された方は、原則としてその年度以後3年間は、選考の対象とされない。

9. 研究助成金の交付

- (1) 研究助成金の交付は、前払いの方法により行われる。
- (2) 交付された助成金は、研究の成功不成功にかかわらず、その返還を求めないこととする。ただし、助成研究実施計画書に記載した研究が実施されなかった場合、および研究実施者が当財団の規定等に違反した場合には、研究助成金の一部または全部を返還していただくことがある。

10. 報告書等

- (1) 助成研究が完了したときは、研究実施者は、助成研究完了の日から30日以内に完了報告書を提出しなければならない。
- (2) 助成研究計画を中止しようとするときは、当財団に届け出て指示を受けねばならない。

11. 助成研究成果の帰属

助成研究によって取得された知的財産権は、研究実施者に帰属することとする。ただし、助成研究成果を特許、実用新案または意匠登録として出願し、その後、特許権、実用新案権または意匠権を取得したときは、速やかにその旨を当財団に届け出ねばならない。

また、当財団は「特許庁長官指定学術団体」として指定されているので、当財団が主催または共催する研究集会で文書で以って研究成果を発表した場合であって、その発表後6ヶ月以内にこれにつき特許、実用新案の出願をしたときは、その発明または考案は新規性喪失の例外とされている。この適用を受けるには、当財団の証明書が必要となるのでその旨を申し出られたい。

12. 助成研究の成果の発表

- (1) 助成研究の成果については、当財団の機関誌等への掲載または講演会等における発表などをしていただくことがある
- (2) 研究実施者は、助成研究の成果を学会等で発表する場合には、当該研究が当財団の助成を受けて実施されたものである旨を明示されたい。

以上